

## 訂正のお知らせ

本書『ケアマネジャー合格テキスト' 17』のなかで誤りがございましたので、謹んで訂正申し上げます。読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

2017 年 9 月 27 日更新

【該当ページ】 p.105 側注「アドバイス」

誤 訪問入浴介護、居宅療養管理指導、福祉用具貸与については、個別援助計画の作成は義務づけられていないが、それら以外では個別援助計画を作成する必要がある。

正 訪問入浴介護、居宅療養管理指導については、個別援助計画の作成は義務づけられていないが、それら以外では個別援助計画を作成する必要がある。

※運営基準において、福祉用具貸与については個別援助計画(福祉用具貸与計画)の作成が義務づけられている(第199条の2)

2017 年 9 月 27 日更新

【該当ページ】 p.420 側注「補足」

誤 訪問入浴介護では、居宅療養管理指導、福祉用具貸与とともに、個別援助計画の作成は義務づけられていない。

正 訪問入浴介護では、居宅療養管理指導とともに、個別援助計画の作成は義務づけられていない。

※運営基準において、福祉用具貸与については個別援助計画(福祉用具貸与計画)の作成が義務づけられている(第199条の2)

2017 年 8 月 24 日更新

【該当ページ】 p.428 4～7行目 (通所介護の加算・減算の項目)

誤 2012年度の介護報酬改定では、12時間までの延長加算を認め、長時間のサービス提供をより評価している。また、利用者個別の心身の状況を重視した機能訓練を適切な体制で実施した場合の「個別機能訓練加算」も新設している。

正 2015年度の介護報酬改定では、14時間までの延長加算を認め、長時間のサービス提供をより評価している。また、在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所を評価するため認知症加算、中重度ケア体制加算が新設された。

2017 年 8 月 24 日更新

【該当ページ】 p.428 2番目の側注「補足」

誤 家族介護者支援(レスパイトケア)を促進するため、延長加算の上限時間を現行の1日2時間から3時間に増やして、最大で12時間まで延長加算が認められている。

正 家族介護者支援(レスパイトケア)を促進するため、所要時間7時間以上9時間未満の通所介護の

前後に、連続して合計5時間を限度に延長サービスを行った場合に延長加算が認められる。

2017 年8月21日更新

【該当ページ】 p. 256 TEST & CHECK 解答 1

誤 ○

正 ×

※問題が出題された2011年度の時点では、「せん妄」は認知症の周辺症状（BPSD）の1つと考えられていましたが、最新の七訂版『介護支援専門員基本テキスト』p181において、『せん妄は意識障害であり、認知症（意識障害ではない）と区別する必要があります』とされるようになりました。

2017 年8月21日更新

【該当ページ】 p. 477 側注「ポイント」6行目

誤 25人より少ない。

正 29人より少ない。

2017 年3月17日更新

【該当ページ】 p. 471 側注「補足」1行目

誤 単独型・平成型

正 単独型・併設型

【該当ページ】 p. 287 中段3か所、p285側注2行目、目次、索引

誤 パルオキシメーター

正 パルスオキシメーター

【該当ページ】 p. 83 標準9段階の保険料率の表内 第6段階～第9段階までの4か所

誤 市町村民本人非課税で

正 市町村民税本人課税で